



2022年6月15日

各 位

会社名 ク リ ア ル 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 横 田 大 造
(コード番号：2998 東証グロース)
問合せ先 取 締 役 副 社 長 管 理 本 部 長 金 子 好 宏
(TEL. 03-6264-2561)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月30日開催予定の第11期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 変更案第2条は、目的事項の文言の整理を行うものであります。
- (3) 変更案第16条は条件の明確化を行うものであります。
- (4) 変更案第28条第3項及び第4項、第29条第2項は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。
- (5) 変更案第36条、第37条は、第6章に会計監査人の章を設け、所要の追加を行うものであります。
- (6) 変更案第39条は、現行定款第38条及び第39条の配当の基準日に係る事項をまとめたものであります。
- (7) 変更案第40条は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の定めに基づき、剰余金の配当等を取締役会で行えるよう変更を行うものであります。併せて内容が重複する現行定款第7条及び第39条を削除するものであります。
- なお、会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けず、本変更は剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1.～12. (現行どおり)</p> <p>13. 旅館、ホテル、オフィス、介護施設等の管理運営及び<u>コンサルタント事業</u></p> <p>14. ゴルフ場、テニス場、スポーツ施設の経営及び<u>コンサルタント事業</u></p> <p>15.～23. (現行どおり)</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1.～12. (現行どおり)</p> <p>13. 旅館、ホテル、オフィス、介護施設等の管理運営及び<u>コンサルティング業務</u></p> <p>14. ゴルフ場、テニス場、スポーツ施設の経営及び<u>コンサルティング業務</u></p> <p>15.～23. (現行どおり)</p> |
| <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> | <p><削除></p> |
| <p>第8条～第14条 (条文省略)</p> | <p>第7条～第13条 (条文省略)</p> |
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> | <p><削除></p> |
| <p><新設></p> | <p><u>(電子提供制度)</u></p> <p>第14条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |
| <p>第16条 (条文省略)</p> | <p>第15条 (条文省略)</p> |
| <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> | <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第18条～第28条 (条文省略) | 第17条～第27条 (条文省略) |
| (選任方法) 第29条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <新設> 4 <新設> | (選任方法) 第28条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4 <u>補欠監査役を選任決議の定足数等は、本条第2項の規定を準用する。</u> |
| (任期) 第30条 (現行どおり) 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 | (任期) 第29条 (現行どおり) 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、第28条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u> |
| 第31条～第36条 (条文省略) | 第30条～第35条 (条文省略) |
| <新設> | 第6章 会計監査人 |
| <新設> | (選任) 第36条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u> |
| <新設> | (任期) 第37条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u> |
| 第6章 計算 | 第7章 計算 |
| 第37条 (条文省略) | 第38条 (条文省略) |
| (剰余金の配当の基準日) 第38条 (現行どおり) <新設> | (剰余金の配当の基準日) 第39条 (現行どおり) 2 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年</u> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p><u>2</u> 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> | <p><u>9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p><u>3</u> 前<u>2</u>項のほか、<u>当社は</u>、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> |
| <p>(中間配当)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> | <p><削除></p> |
| <p><新設></p> | <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第40条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> |
| <p><u>第40条</u> (条文省略)</p> | <p><u>第41条</u> (条文省略)</p> |
| <p><新設></p> | <p>(附則)</p> <p><u>1</u> 現行定款第15条の削除及び変更案第14条の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

3. 日程

| | |
|---------------------|------------|
| 定款変更のための株主総会開催日(予定) | 2022年6月30日 |
| 定款変更の効力発生日(予定) | 2022年6月30日 |

以上